

# NECTA NEWS

発行日：令和5年4月17日

## ■編集

一般社団法人 自然環境共生技術協会  
広報委員会

〒104-0032  
東京都中央区八丁堀 3-23-5  
八丁堀スクエアビル 4F

## ■発行

一般社団法人 自然環境共生技術協会  
事務局

■TEL: 03-6280-3722  
■FAX: 03-6280-3723  
■E-mail: necta@necta.jp  
■URL: https://www.necta.jp

## contents...

1. <巻頭言> (株)ニュージェック 石濱 賢二氏
2. <令和5年度 環境省自然環境局予算の概要>
3. <令和4年度第2回技術セミナー報告>
4. <令和4年度第3回技術セミナー報告>
5. <NECTA 最近の動き>
6. <協会活動報告> (令和5年1月1日～3月31日)
7. <お知らせ・イベント情報>
  - ◆環境省人事 ◆第6回自然環境共生技術研究会開催
  - ◆新春特別セミナー(環境省との意見交換会)開催報告
  - ◆30by30 アライアンスへの参加 ほか

## 1. 巻頭言

一般社団法人 自然環境共生技術協会

Natural Environment Coexistence Technology Association

・ニュースレター 第76号・

～河川技術者の環境との関わり方について～

(株)ニュージェック 常務取締役  
NECTA 副会長 石濱 賢二

令和4年9月に副会長に就任しました、株式会社ニュージェックの石濱です。就任にあたってのご挨拶として、これまでの私の経歴と環境との関わり、NECTAにおける抱負などを述べさせていただきます。



私は、大学で土木工学を学び、建設コンサルタントに入社して、今年で丸40年となります。これまで土木技術者として、主に河川分野の調査、計画、設計、管理の業務に従事してきました。

河川分野の業務を、環境との関わりという観点で振り返ると、二つの大きな節目があったと思います。一つ目は、平成2年に始まった「多自然型川づくり」で、これ以降、生物の生息・生育環境と自然景観に配慮した川づくりが行われるようになりました。二つ目は、平成9年に行われた「河川法改正」で、河川法の目的に、「治水」、「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が追加され、河道は多自然型川づくりが基本となりました。私自身も、これらの変化に応じて、手探りで環境に配慮した取り組みを行ってきましたが、失敗と気づきの繰り返しだったと思います。私の失敗と成功経験を一つずつご紹介いたします。

失敗経験は、河川のショートカットに伴い、

新たに開削する河川内で自然環境の創出に取り組んだものです。魚類の移動と生息環境に配慮して、0.3m程度の小落差と低水路、減勢工と生息場所を兼ねたプールを連続的に配置した多段落差工による改修を提案し、できる限り自然環境の創出に配慮したつもりでした。しかし、一度の大出水で、人工的に作り込んだ自然は各所で大きく損傷し、ボロボロになってしまいました。被災直後は大ショックを受けましたが、損傷した状態で20年以上の時を経て、現在では安定した生物の生息場になっており驚いています。

成功経験は、河川工事に伴って発生する長大な切土法面で在来植生の復元に取り組んだものです。発注者からのアドバイスで、横浜国立大学の宮脇先生が提唱する植樹方法で泥岩質の切土法面に、多様な潜在自然植生の植樹を行い、近隣の里山と同じどんぐりの森を復元することができました。

振り返ってみると、上辺だけの浅い知識や考えで取り組んだものは、ことごとく失敗しましたが、失敗した場所でも時間をかけて新たな環境が生まれてきており、自然の力の偉大さと復元力、人間の無力さを改めて認識することになりました。また、失敗が多かったのは、常に私自身の中で、治水や利水という河川の整備が主体で、環境は附属的なものという片寄った意識があったためであり、これは私の周りの技術者も同じ傾向でした。大いに反省すべきことだと思います。

地球温暖化が進行し、激甚な自然災害が頻発する中で、グリーンインフラ、GXなど環境を重視した社会への転換が急速に進められています。このような時にNECTAに関わるようになったのは、私自身の絶好の転機と捉え、NECTAの活動への参加を通して、自然環境共生技術について学ぶとともに、習得した自然環境共生技術に関する知見を、河川分野や他の建設分野で広く活用できるように努め、さらには、河川技術者が、環境を重視した正しい意識へ変わっていくよう促していきたいと思っています。皆様、よろしく願いいたします。

## 2. 令和5年度 環境省自然環境局予算の概要

環境省自然環境局自然環境整備課  
課長補佐 浜名 功太郎

令和5年3月28日に成立した令和5年度予算の前段として、令和4年12月2日に「令和5年度予算編成の基本方針」が閣議決定されている。当該基本方針では、「基本的考え方」として、防災・減災、国土強靱化の取組を強力に推進することや、東日本大震災からの復興・創生、交通・物流インフラの整備、観光や文化・芸術・スポーツの振興、2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会の実現等に取組み、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組と併せて地方活性化に向けた基盤づくりを推進するとされている。また、「予算編成についての考え方」として、令和5年度予算編成に当たっては、令和4年度第2次補正予算と一体として、防災・減災、国土強靱化等の重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行うとされている。加えて、歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするため、EBPMやPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出を徹底する旨、記載されている。

本稿では、令和4年度第2次補正予算及び令和5年度当初予算における、国立公園等の整備等に係る事業予算を中心に紹介することとしたい。本稿で取り上げなかった環境省自然環境局予算の主要施策について、雑誌「国立公園」※1 2023年1月号 No. 810において網羅的に紹介されているのでそちらを参照されたい。なお、これらの施策は、令和5年3月31日に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」も踏まえ、実施される。

※1 NECTA 会員社である（一財）自然公園財団が年10回発行（目次 URL : [https://www.bes.or.jp/images/uploads/pdf/publish/np/810\\_202301.pdf](https://www.bes.or.jp/images/uploads/pdf/publish/np/810_202301.pdf)）

### 1. 令和4年度第2次補正予算

令和4年12月2日に成立した令和4年度第2次補正予算の前段として、令和4年10月28日に「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が閣議決定されている。ウィズコロナの下、社会経済活動の正常化が進み、経済が緩やかに持ち直しつつある一方、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や、円安の影響などから、急速な価格上昇が続いていることなどを踏まえ、当該総合経済対策では、「物

価高騰・賃上げへの取組」、「円安を活かした地域の『稼ぐ力』の回復・強化」、「『新しい資本主義』の加速」、「防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応」などを掲げている。

環境省では、令和4年度第2次補正予算において、「GXの投資の加速」や「地域・くらしの脱炭素化の加速」、「インバウンド需要回復拡大、地域活性化実現のための国立公園等の施設整備等」、「防災・減災や国土強靱化等」を推進するための事業を計上している。国立公園等の整備等については、国立公園の魅力向上等を通じた稼ぐ力の強化による地域活性化や、国土強靱化の施策と位置づけられている。主な事業は次のとおりである。

- ・ 自然公園等事業等：47億円  
利用者の安全を確保し、国土の荒廃を防止するため、国立公園等における施設の再整備・改修や避難施設の整備等を実施
- ・ 国立公園における利用拠点再生促進事業：10億円  
国立公園の利用拠点の景観再生・自然再生を図るため、拠点内に存在する廃屋の撤去による引き算の景観改善を推進
- ・ 世界遺産保全管理拠点施設等整備費：7億円  
世界自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」における保全管理・観光管理等の拠点（世界遺産センター（仮称））を徳之島に整備
- ・ 野生生物保護センター等整備費：1億円  
ラムサール条約湿地において、保全及び賢明な利用の一層の推進を図るため、拠点施設として水鳥・湿地センターを整備

### 2. 令和5年度環境省予算

#### (1) 予算概要

環境省は、令和5年度重点施策の基本的方向として、「時代の要請への対応」と「不変の原点の追求」を掲げている。前者においては、「新しい資本主義」に貢献すべく、炭素中立（カーボンニュートラル（CN））、循環経済（サーキュラーエコノミー（CE））、自然再興（ネイチャーポジティブ（NP））の同時達成に向けた取組の加速化を、また、後者においては、公害の防止や健康被害の補償・救済を始めとする環境省の不変の原点の追求や、東日本大震災・原発事故からの復興・再生、未来志向の取組の展開を打ち出している。

令和5年度の環境省予算及びそのうちの自然環境局予算の概要は次の表のとおりである。

＜令和5年度 環境省予算＞

	R4 年度 当初予算	R5 年度	
		当初予算	対前年度比
一般会計 +エネ特 <sup>※2</sup>	3,146 億	3,403 億	108%
自然局分	145 億	144 億	99%
復興特会 <sup>※3</sup>	3,431 億	3,197 億	93%
自然局分	4 億	4 億	100%

※2 エネルギー特別会計

※3 東日本大震災復興特別会計（復興庁一括計上）

※4 省の一般会計には、デジタル庁計上の情報システム関連予算 43 億円を含む

※5 上記の他、観光庁計上の国際観光旅客税を充当する施策あり（後述）

（2）自然公園等事業等

当該事業予算は、自然と共生する地域づくりを推進するため、国立公園の重要な整備事業、国指定鳥獣保護区の保全事業及び国民公園等の整備事業について着実に実施するとともに、地方公共団体が行う国立公園及び国定公園等の整備事業について自然環境整備交付金等により支援し、整備を推進するものである。

令和5年度は総額 82.35 億円が計上され、令和4年度当初予算（83.32 億円）の 99%となっている。内訳としては、国立公園等における直轄整備に 27.93 億円、国民公園等の事業に 17.41 億円、国立公園・国定公園等の交付金に 19.32 億円、その他国立公園等の維持管理費、事業調査費等に 17.69 億円となっている。

自然環境局では、政府が平成 28 年 3 月に取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、日本の国立公園における上質なツーリズムの実現を目指し、「国立公園満喫プロジェクト」を推進しているところである。今後は、コロナ後の観光回復を見据え、わが国の国立公園の魅力をもっと磨き上げ、世界に発信していく方針であり、国立公園の保護及び利用上重要な一定のまとまりのある地域において、利用者に国立公園の感動体験を提供し、保護と利用の好循環により、人と自然の共生と地域振興や地域活性化に資するための整備を重点的に実施する。具体的には、国立公園等の直轄整備では、その基盤整備事業として、集団施設地区等を中心とする利用拠点において、当該地域の活性化に資するため、老朽化施設の再整備、エリア内の景観改善、利便性の向上等の整備を、また、多くの利用者が訪れる地区及びその周辺のフィールドを対象に、利用者による自然生態

系への影響を軽減し、適正かつ質の高い利用を推進するための施設整備を実施する。

さらに、インフラの長寿命化計画に基づき、国立公園のビジターセンター等に訪れる、あらゆる人が安全・快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン化にも配慮した、施設改修や修繕等の利用環境整備を実施する。

また、令和3年3月に発表したゼロカーボンパークの取組を更に進めるべく、国立公園等における脱炭素化の取組を加速させていく。具体的には、国立公園等においても、脱炭素社会の実現に向け、公園事業施設の省エネ化や再生可能エネルギーの発電施設の設置による創エネ、さらに蓄電池も組み合わせ合わせた自立型電源の確保による防災機能の強化に係る整備を重点的に実施する。このことは、維持管理費縮減の観点からも重要である。加えて、自然資源が消失・変容しつつある箇所においては、自然再生事業、生態系維持回復事業等を実施する。

（3）国際観光旅客税を充当する施策

国際観光旅客税を充当する環境省分の施策について、令和5年度予算で 25 億円が観光庁に計上されている（令和4年度は 22 億円）。「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」（令和4年12月23日観光立国推進閣僚会議決定）では、令和5年度予算において、今後の国際旅客の流動の見通し等を踏まえて算出した総額 200 億円の歳入について、「基本方針に基づき、出入国手続きの高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充など特に新規性・緊急性の高い以下の施策・事業に充てることとする」とされている。

環境省では、この国際観光旅客税を活用し、国立公園の美しい自然を活用した観光資源の整備や国民公園における体験滞在の満足度向上に向け、国立公園における利用拠点の滞在環境の上質化や、多言語解説の整備・充実、デジタル技術を用いた展示の充実等を行う。

また、令和5年度は、「国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業」において、核心地における利用拠点として、新たに山小屋への支援を創設する。

3. 令和4年度2回技術セミナー報告

1. 開催日：令和4年11月22日（火）
2. 開催場所：NECTA 会議室、リモート併用
3. 技術テーマ及び講師

「30by30 目標達成に向けた保護地域の拡充と OECM の設定」

環境省 自然環境局 自然環境計画課  
課長補佐 小林 誠氏  
環境省 自然環境局 国立公園課  
課長補佐 藤井沙耶花氏

### (1) 30by30、OECM について

#### ①背景

2021年6月に開催されたG7サミット等において、2030年までに陸地・海洋の少なくとも30%を保全・保護すること(30by30目標)が約束され、次のCOP15において世界目標になる見込みである。我が国では、今年度内に生物多様性国家戦略を策定する予定だが、COP15に先立ち30by30目標達成に向けたロードマップを策定した。このロードマップの以下の2つのポイントについて本日は話題提供をする。

- 1) 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上
- 2) 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)の設定・管理

#### ②30by30に向けた主要施策と横断的取組み

30by30に向けた主要施策には大きく2つあり、「30%を確保する施策」とこれを「後押しする施策」がある。前者は保護地域の拡張・質の向上、OECM設定・管理である。そして、生物多様性にとって重要な範囲の「見える化」、OECMの設定等に向けたインセンティブの付与、30by30のステークホルダーの自主的な取組みを促すためのアライアンスの立上げと参加促進などの施策により後押しすることに取組んでいる。

#### ③OECMに係る検討状況

環境省では令和2年度から検討を進め、まずOECMの概念整理を行った。令和3年度は、民間等の取組区域を国が認定する仕組みである「自然共生サイト(仮称)」の認定基準案の検討、認定制度の検討等を行った。今年度は自然共生サイト(仮称)(以下、自然共生サイトと略記)の認定を試行している。今年度の試行により、認定基準の見直しや認定体制のあり方の整理などを行っている。また、自然共生サイト認定促進に向けた調査も並行して実施しており、里地里山の認定促進に向けた調査や自然再生・劣化地の回復手法について検討を行っている。

その他には既存認証等制度(ABINC、SEGES)との連携に向けた検討、社寺林や庭園など文化的な経緯で保全され、生物多様性の価値を有する場所のOECM登録について関係団体との連携の可能性についても検討している。また、国の制度等により管理されている森林、河川、港湾、都市の緑地についても関係省庁が連携してOECMに該当する

可能性のある地域を検討したうえで、適切なものについてはOECMとして整理することとしている。

#### ④自然共生サイトについて

自然共生サイトは、生物多様性の価値を有し、企業、団体・個人、自治体による様々な取組によって、本来目的に関わらず生物多様性の保全が図られている区域であり、我が国では法的に保護された地域内の活動区域についても自然共生サイトと認定する考え方である。

「自然共生サイト」の対象となる区域は、例えば、

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原・・・

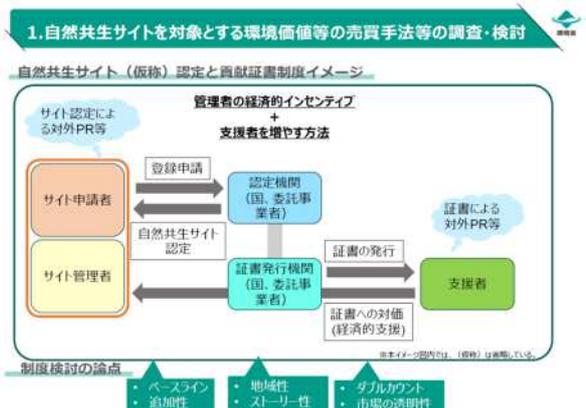
といった場所のうち、生物多様性の価値を有し、企業、団体・個人、自治体による様々な取組によって、本来目的に関わらず生物多様性の保全が図られている区域

また、ゴルフ場等が入っていても良いのかとよく言われるが、これは対象として排除しないということを行っているのであり、必ずゴルフ場=自然共生サイトになるということではない。

自然共生サイトと認められるためには4つの基準があり、①場所・範囲が明確で、②統治責任者、管理責任者が分かっている、③生物多様性の価値がある、④管理内容が分かっていることが必要である。つまり、生物多様性保全に貢献する場所として、どこでだれが何をやって、どうなっているかが見えるようになるのが「自然共生サイト」である。

現在、自然共生サイトの認定について試行しており、前期23件、後期33件を対象に実施している。令和5年度から本格運用を開始し、同年内に100か所以上の先行認定を目標にしている。

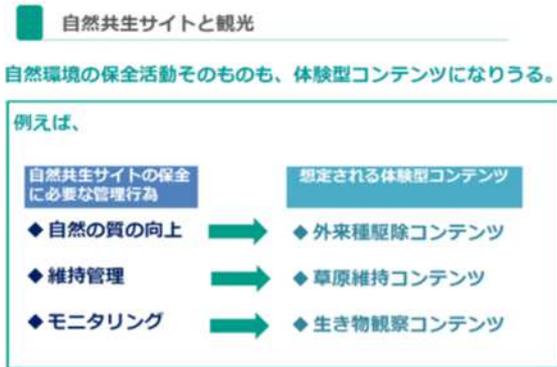
自然共生サイトの伴走支援として、現在インセンティブについても検討している。2つのパターンを検討しており、ひとつは「貢献証書」である。自然共生サイトについて支援をしてくれた人には貢献証書を発行し、支援者にもメリットがある仕組みになるよう検討を進めている。



このほかには、直接保全活動を実施する主体とそれを支援する主体を区別し、セグメントごとに支援策を検討しており、自然共生サイトへの参画モチベーションを向上させるため、単独の支援策ではなく、既存制度の活用・拡充など様々な組合せについて検討している。

### ⑤自然共生サイトの活用例

棚田など里地里山は日本の原風景であり、それ自身が観光コンテンツとして魅力的である。こうした場所は自然共生サイトになり得る場であり、自然共生サイトは観光と親和性があると考えている。例えば、自然共生サイトの保全に必要な管理行為は、以下の図のようにそれぞれ体験型コンテンツになりうるのではないかと考えている。



サステナブルツーリズムの素材としても活用可能  
(以上、小林課長補佐による話題提供)

## (2) 国立・国定公園総点検事業フォローアップ結果について

保護地域に係る 30by30 目標実現のための主要施策として、ロードマップでは、保護地域の拡充と管理の質の向上が挙げられている。

現在のところ陸域は 20.5%が、海域は 13.3%が保護地域に位置づけられているが、2010 年公表の総点検結果に対してフォローアップを行うことにより、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地の選定等、目標達成に向けた検討を実施している。さらに、管理の質の向上を目指した地種区分の検討を進めることとしている。また、海域については、特に景観・利用の観点からも重要で生物多様性の保全にも寄与する沿岸域において、国立公園の海域公園地区の面積を 2030 年までに倍増させることを目指すこととしている。

拡充についてのこれまでの検討では、前回の「国立・国定公園総点検事業」以降に得られた科学的知見や集積されたデータから、陸域・陸水生態系、沿岸域生態系、地形地質の重要性を再評価するとともに、利用の観点から、エコツーリズム適地、景観、人と自然との関わりとして、重要里地里山、文化的景観、国際認証 (MAB、ジオパーク等) の分布状況を勘案して評価を行い、既存の

公園との重複状況を踏まえ、新規指定候補地、大規模拡張候補地を抽出した。

その結果、日高山脈、御嶽山等と前回の点検事業で抽出・継続された候補地を含め 4 地域を新規指定候補地とした。また、今回のフォローアップにより新たな大規模拡張候補地として 4 地域を抽出した。この他、前回総点検事業の候補地のうち未了の 6 地域については、継続して候補地としている。

今後は、国立・国定公園周辺の二次的自然をどのように扱っていくのかということ、海域の候補地の選定が課題として挙げられる。

国立・国定公園周辺で生物多様性の高い二次的自然等と保護地域との大規模ギャップが抽出されているエリアが、下北半島東海岸域、房総半島南部、隠岐島、大隅半島、屋久島にもあるため、こうした地域の公園指定の可能性について今後対応を検討していく必要がある。その際、自然公園法による規制や制度と二次的自然の管理の親和性や、他の保護地域制度や OECM による保全管理の可能性を含めて検討する必要がある。

海域については、過去の総点検事業や今回のフォローアップ事業により抽出された生態系に係る重要海域や、沿岸に特別地域又は特別保護地区が存在し沿岸の海域景観を一体的に保全すべきエリアと既存公園の海域公園地区指定域の重複関係を比較すると、依然として広大な指定候補地が残っていると考えられ、全国の公園ごとの海域公園地区の拡張候補地を今後検討する必要がある。

### 国立・国定公園新規指定・大規模拡張候補地の選定結果

国立・国定公園総点検事業のフォローアップにより、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地を抽出した。

※今回候補地は最新の自然環境データ等に基づき自質の観点から抽出したものであり、将来的な公園指定や公園区域の拡張に向けては、関係機関との調整や詳細な調査検討が今後必要である。

- 今回のフォローアップによる新規指定候補地 (前回総点検事業からの継続を含む・4地域)
  - ・野付半島・尾瀬湖・板室半島※ 【国立公園の新規指定】
  - ・日高山脈・夕張山地※ 【国立公園の新規指定等】
  - ・華厳山 【国立公園の新規指定】
  - ・宮古島沿岸海域 (八重宇津を含む) 【国立公園の新規指定】
  - ※前回総点検事業からの継続
- 今回のフォローアップによる新たな大規模拡張候補地 (4地域)
  - ・八幡平国定 (森西山・真経山地・田戸湖等) 【国立公園区域の拡張又は国定公園の新規指定】
  - ・奥只見・奥羽銀 【国立・国定公園区域の拡張等】
  - ・能登半島 【国立公園区域の拡張】
  - ・阿蘇周辺の草原 【国立公園区域の拡張】

なお、上記以外の前回総点検事業の候補地のうち未了の 6 地域については、継続する。

(以上、藤井課長補佐による話題提供)

## (3) Q&A

Q1: 既往の認証制度との関係性はどのように整理されているのか。

A1: 既往のある認定をとっていればそれで OK であれば楽ではあるが、本当にそれで良いのかということも含め、今後整理していくところである。

Q2: 自然再生を実施している地域では認定のためにどの程度再生が進められていけば良いのか。

A2: 生物多様性の価値基準のうち、希少種については確認が継続されれば評価できるのかもし

れないが、二次的自然環境や健全な生態系については判断が難しい。前後期 56 サイトの試行を実施しているの、これらの事例から今後詳細を考えていくことになると思う。

Q3: 認定を受けた後に劣化した場合にはどうなるのか。

A3: 概ね5年を目途にチェックを行い、明らかに価値が無い場合には認定から外すしかないが、そうなる前に危なくなれば改善点等をアドバイスするような伴走支援する仕組みを作っていきたいとかんがえている。

Q4: 税制優遇制度を検討しているという報道を目にしたがどうか。

A4: そこまでの検討はできていない。今後の検討事項としては考えていきたい。

Q5: 土地利用が変わり、その前後の生物多様性の価値が変わる場合に、どのように評価するのか。

A5: 現状でどのような価値があるのかで評価することになっている。

Q6: 最低限の面積要件はあるのか。

A6: 面積要件は設定していない。小さいが重要な場を自然公園等で指定できないが、OECM ではそれができるところが良いところである。

Q7: OECM として他省庁の管轄で関連するところが結構あると思うが、その扱いについて現在どうなっているのか。

A7: 現在はまだ調整を進めている段階である。個別具体的話について追々調整していきたい。河川は河川法に環境が入っているし、ECODRR の観点からも連携できるところはあると考えている。

Q8: 国立公園の拡張については都道府県の申出が前提になると思うが、ロードマップを踏まえ、環境省から都道府県に働きかけを行う予定はあるのか。

A8: 国立公園の拡張もあるが、進め方が難しいと感じている。管理は都道府県が行うため、申出が前提となる。今後のスケジュールについては、環境省から連絡をとって調整していきたい。

Q9: 二次的自然や里地の話があったが、その観点で国立公園に指定されているところはあるのか。

A9: 平成28年に里山の観点から京都丹波高原国立公園が指定された。

Q10: 今回の候補地ではどこが該当するか。

A11: 対馬、佐渡、能登半島、阿蘇草原等が該当する。

Q11: 現状の国立公園でも劣化が進んでいるところもあると思うが、質の向上に取り組んでいくという事でよいか。

A11: 本当は5年に1度、公園区域や計画の点検を実施しなければならないが、何十年もできて

いないところもあるので、点検強化を進めていきたい。

Q12: 「見える化」では指定による価値の向上等で使うような話があったが、その他に考えている活用はあるか。

A12: 「見える化」はまず生物多様性の価値の現状を示すとともに、保護地域のどこをつなぐのが重要かなどを示すような使い方がある。そうしたものを見せることによって土地所有への新たな気づきになることも期待している。

Q13: 昨年度長距離遊歩道をネットワーク利用に活用するといった業務を NECTA で実施したが、引き続き検討しているのか。

A13: 昨年度の成果を活用していきたいと考えている。

Q15: モニタリングの実施主体は誰を想定しているか。

A15: 土地の所有者や管理者が基本ではあるが、例えばいろんな研究機関が実施するなど、必ずしも決まってこない。常に専門的なモニタリングを実施するのではなく、何年かに1度しっかりとした調査をするというやり方もあるのかなと思う。

(記録: いであ株式会社 柏原聡)

## 5. 令和4年度第3回技術セミナー報告

1. 開催日: 令和5年1月13日(金)
2. 開催場所: NECTA 会議室、リモート併用
3. 技術テーマ及び講師
  - (1) 外来生物法改正の内容と狙い  
環境省 自然環境局 野生生物課  
外来生物対策室 室長補佐 水崎進介 氏
  - (2) アメリカザリガニ対策 ～「対策の手引き」を核とした総合的な対策～  
株式会社プレック研究所 環境調査部門  
環境調査1部長 橋口徹 氏

### 4. セミナー開催の趣旨

本セミナーは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、外来生物法)の改正によりアメリカザリガニ、アカミガメが条件付特定外来生物となり社会の認識・注目も高まる中、法改正のねらいや手引きの作成、具体的な取り組み手法について、講演と意見交換を通じて、その一層の理解を深めることを目的として実施した。

### 5. セミナーの概要

- (1) 外来生物法改正の内容と狙い

外来生物法は、2005年に施行、2022年5月に改正され、一部は7月にすでに施行、全面的な施行は2023年4月1日からとなる。



・外来生物法について

外来生物法は、外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業に係る被害を防止することを目的とし、「特定外来生物」を法律で指定をし、飼育・栽培、生きたままの運搬など様々な規制をかけている。また、特定外来生物に近い分類群の仲間を幅広く指定している、「未判定外来生物」というカテゴリーがある。

外来生物法の中でアメリカザリガニ、ミシシッピアカミミガメはこれまで特定外来生物に指定をされていないものの、生態系への被害は特定外来生物と同等以上と専門家からも指摘されてきた。

一方、これら2種は推計で何百万匹単位が一般家庭で飼育されており、現在の制度のまま特定外来生物に指定すると、手続きを避けて飼育していた個体を野外に放すケースが多数発生してしまう恐れがある。このことからこれまで特定外来生物に指定ができなかった経緯がある。そういった経緯があって今回の法改正に至った。

・外来生物法改正について

今回の外来生物法改正の内容は大きく3つある。ヒアリ対策の強化、アメリカザリガニとアカミミガメの規制手法の整備、国や都道府県市町村など各主体の責務の新設である。

●ヒアリ対策の強化

ヒアリは南米原産で、日本でも2017年以降見つかようになってきた。海外ではアナフィラキシーショックで死亡に至る事例もあり、北米の都市公園の芝生広場などによく定着し、定着するとサンダルも履けないような状態となる。

被害額は米国で年間6000-7000億円とも言われ、同じ特定外来生物のアライグマの日本での農業被害額の年間数億円とは桁が違う被害が発生しかねない生物である。

2017年以降92事例の進入が確認され、全て駆除しているが、いつ定着してもおかしくないと専門家から警鐘をならされている。今回法改正を行った点は5点。

①特定外来生物について、駆除だけでなく生息調査においても民間の土地に立ち入りできるようになった点。②通関前に特定外来生物が付着する可能性のある荷物は、荷物だけでなく、荷物が置かれている土地や施設倉庫も検査、消毒、廃棄命令の対象として追加された点。

また、外来生物の中で桁違いに大きな被害が想定される種を「要緊急対処特定外来生物」に指定をする新たな枠組みを設けた。ヒアリは、この要緊急対処特定外来生物に指定する想定である。

要緊急対処特定外来生物を対象とした権限強化として、③通関前の荷物だけでなく通関後に日本全土どこにある荷物に対しても検査、消毒、廃棄命令ができる点である。海上コンテナなどでよくヒアリが発見されるが、通関の際に電子通関してコンテナが開けられず、内陸部の倉庫で初めて開けられ、ヒアリが発見される件が起きていたため、そういったケースに対応する趣旨である。④ヒアリか否か専門家による同定作業に数日を要することがあり、その間に荷物が動かされてしまうことがわづかだが発生していた。同定作業に入った段階で荷物を移動停止させることができるようにした。⑤そのほか、これまででは事業者により任意で協力依頼し対策してきた点について法定の指針を作れるようにして、強制力を付した。

●条件付特定外来生物について

アメリカザリガニやアカミミガメは水生植物や水生昆虫など、生態系への影響は非常に大きく何らかの規制が必要な一方で、飼育に厳しい規制をかけると既に飼育されている一般家庭の個体が放逐される危険がある。このことを鑑み、飼育についてはあまり厳しく規制をかけない等、特定外来生物について規制の一部を適用除外することができるようにしたものである。

●地方公共団体による取り組みについて

外来生物法ができて地方公共団体から申請される特定外来生物の防除件数が伸びている一方

で、特定外来生物の分布や被害は十分に押えられていなかった。その原因の1つとして実際に誰が何をすることが法律で規定されていない点がある。今回各主体の責任として何をすべきかを法律上明記した。

新たな責務規定では、国は主にヒアリのように未定着の種類やごく一部の市町村や離島にしか定着していないような種類の被害防止やまん延防止を行う。また、国立公園などの生物多様性保全上重要な地域での生態系被害防止を行う事を責務規定とした。

都道府県はアライグマなどの既に定着した特定外来生物の被害防止、市町村はそれに努めることを規定し、国はこれらの地方自治体の施策を支援することを責務規定とした。

事業者は外来生物法を理解し適切に取り扱うことを責務として規定し、これらの関係者が相互に連携協力に努めることを規定した。

・制度の見直しに関する検討状況

アカミミガメ・アメリカザリガニの規制適用除外について(案)						
	飼養等 <sup>※1</sup>		輸入	譲渡し等 <sup>※2</sup>		放出
	※1 飼養、譲渡、譲渡又は譲渡を受ける			※2 譲渡し、譲渡又は譲渡を受ける		
特定外来生物(適用除外なし)	× (許可者 <sup>※3</sup> のみ。飼養等基準を満たすことが必要) <small>※3 許可の目的は、学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的に限る。生業の維持目的の許可は定着前から含まれていた農活動に限られる。愛がん・鑑賞目的での許可は指定前から飼養等されていた個体に限られる。</small>		× (許可者 <sup>※4</sup> のみ) ○	× (許可者 <sup>※5</sup> 間で許可の数量の範囲内ならば○ <sup>※6</sup> ) <small>※5 愛がん目的での許可者が譲渡を受ける場合は除く。</small>		× (許可者 <sup>※12</sup> のみ) ○
条件付特定外来生物(通称) アメリカザリガニ	販売・頒布 <sup>※7</sup> の目的 × (許可者 <sup>※4</sup> のみ。飼養等基準を満たすことが必要)	その他の目的 ○ (許可不要。ただし、案として行う場合は飼養等基準を遵守する場合に限る)	× (許可者 <sup>※4</sup> のみ) ○	販売・購入・頒布 × (許可者 <sup>※5</sup> 間で許可の数量の範囲内ならば○ <sup>※6</sup> ) <small>※6 知事等が火災、学校等に発生するケース等を想定。</small>	その他の目的 <sup>※11</sup> ○	× (許可者 <sup>※12</sup> のみ) ○ <small>※11 譲渡に当たらない譲渡の譲渡し等を想定。</small>
該当条項	第4条(飼養等の禁止)		第7条(輸入の禁止)	第8条(譲渡し等の禁止)		第9条(放出の禁止)
※外來生物法に基づき防除に係る措置等や放出等、省令で定める場合は上記の限りではない。						
→ ペットとしての飼養等や無償譲渡はOKとすることで、野外への放出を防ぐべし						

これまで特定外来生物について規制されていた事項の中で、アメリカザリガニやアカミミガメについては、「条件付特定外来生物」という形で飼養等と譲渡し等の一部は規制を抜いている。

販売頒布の目的でなければ飼育に許可申請は不要となり、一般の方がペットとして飼育することに制限はかからない。

譲り渡し等に関しては、販売・頒布・購入でなければ手続きは不要。

ただし、飼育していた個体を放逐することは一般の方にも制限がかかる。

「条件付特定外来生物」について、政令の閣議決定、飼育の仕方の基準を年度内に整備し、改正法の全面施行は4月1日、アメリカザリガニとアカミミガメの規制開始は6月1日を予定している。

・アメリカザリガニ防除対策について

アメリカザリガニについて、防除対策の手引きを作成しており、今年度は現地3か所で試行

をして手引きの改定、概要版の作成を行う予定である。

また、アメリカザリガニやアカミミガメについて、一般の方の飼育には厳しい規制がかからないが野外には逃がさないこと、などの普及啓発のため、イラストの作成、Twitterでの発信、学校教育用の教材作成、YouTuberとの周知動画の作成・発信を行っている。

・地方公共団体が実施する外来生物対策への支援

地方公共団体が行う特定外来生物の防除に対して補助金の予算を1億円弱から3.5億円に大幅な拡充を予定しているほか、特定外来生物の防除をした自治体には重点的に地方交付税を配分することを総務省と調整している。この機会に、地方公共団体の防除の取り組みをうまく後押ししたい。

(2) アメリカザリガニの防除対策

～「対策の手引き」を核とした総合的な対策～

・アメリカザリガニの対策の経緯

アメリカザリガニは、都市の身近な水辺に生息し、子どもたちが気軽に捕まえて家庭で飼育したり、学校の教材や物語の主人公とされるなど、多くの地域で非常に身近な生き物として親しまれてきた。

一方で、本来、日本の水辺環境は水草が生い茂った環境が原風景としてあったが、アメリカザリガニが水草を食べ、その結果として水が濁ってしまっているというような水辺が都市部では当たり前ようになってしまっている。

このような背景から、従来の外来生物法の規制的手法では対応が難しく、法制度の見直しや規制的手法ではない別のアプローチが必要である。その中でアメリカザリガニの影響被害について情報発信することや、防除対策を整理・発信する普及啓発活動が重要となっている。

・アメリカザリガニの対策メニュー

対策のメニューとして、大きくは法整備、そして情報を集約した「対策の手引き」(以下、手引き)をまとめることがある。

「対策の手引き」の作成にあたり生態系への影響被害、実際の防除対策などの情報を収集するが、こうした情報を活用しホームページや動画等の普及啓発も進めていった。

・対策の手引きの構成

手引きの初版は、昨年2022年の4月に環境省から公表され、大きく3つの章に分けられる。



1章ではアメリカザリガニの対策の考え方として、生態、生活史といった生物的な情報、生態系への影響、農業被害などの影響、飼育における注意点を整理している。

2章では防除活動の実施計画の作成の考え方として、防除の目的、目標設定の考え方、実施体制、防除手法の概略を整理している。

3章では実際の防除の方法として、様々な調査手法、ため池や湿地といった環境条件別の対策、防除の効果検証のデータの整理の手法、捕獲した個体の処分の方法などを整理している。

手引きについては、来年度、外来生物法の法改正や初版以降得られた情報から第2版を出す予定である。

#### ・対策の手引き作成に向けた情報収集

手引きの作成にあたって、大きく4つの柱で情報収集を行った。

#### ●アンケート調査

一般家庭向けと学校教育関係向けの2つを行った。

一般家庭へのアンケートからは、現状でかなりの家庭でザリガニが飼育されており、全国で考えると一般家庭全体で約600万個体が飼育されており、飼育後の取り扱いとして1割の方が野外放逐を予定しているとの結果であった。飼育個体の放逐は野外への拡散定着に繋がる重大なリスクである。

学校教育関係へのアンケートからは、現状だと小学校の生活科の中で生き物との触れ合いという学習指導要領の中の位置づけでザリガニを飼育していることが多く、全国で考えると学校では約9.5万個体が飼育されており、そのうち約2割が野外へ戻すといった回答であった。



#### ●文献、ヒアリング調査

情報収集の一つとして、生態系等被害の事例を整理した。

全都道府県を対象に各地域で駆除に取り組んでいる方や水生昆虫などの専門家にヒアリングを行い、全国各地でのアメリカザリガニの分布状況、水生生物への実際の被害状況を、現場写

真や水草の食害試験結果を交えて具体的に整理している。

二つ目として、実際の防除の実施計画の目的、目標、体制・各役割分担の整備期間の目安、手法の決め方について、ヒアリングを中心に情報収集した。

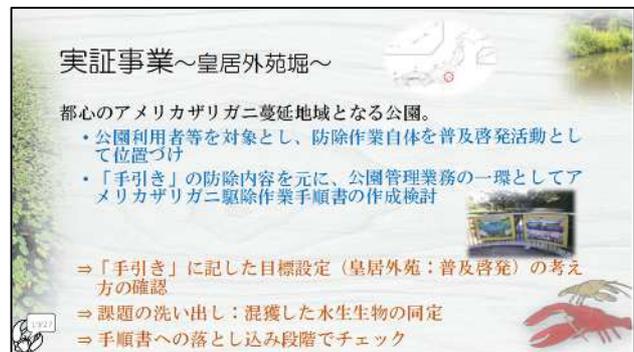
防除に必要な捕獲の手法についても網羅的に収集し、多様な捕獲手法について整理している。

#### ●ワーキンググループの開催

ワーキンググループでは、集めた情報を一通り資料にまとめ有識者から様々なご意見を得て内容を更新した。

#### ●実証事業

手引き案に基づいて、実際にうまく防除が行えるか、東京都の千代田区の皇居外苑、石川県珠洲市のため池群、鹿児島県の奄美市小湊周辺の3地区で実証検証を行った。



皇居外苑は、都心のアメリカザリガニが蔓延する公園であり、公園利用者が非常に多い特徴があるため、目標として、防除活動を見てもらうこと自体が普及啓発活動につながる場所と位置づけられる。将来的には公園管理の一環として駆除作業をとりこむことを目標に据えて実証事業を行い、アメリカザリガニを知らない方が他の生物と見分けるための資料を手引きに盛り込んだほか、手引きを参考とし現場に即した公園管理の手順書の作成に向けた課題を確認した。

珠洲市のため池群は、アメリカザリガニが侵入している場所と侵入していないため池が隣り合わせで分布する地域であり、重要湿地にも指定されている。アメリカザリガニ自体を知らない市民も多く、その影響の大きさやリスクの普及啓発、アメリカザリガニが生息しない「空白地域」への拡散のリスク、周辺分布状況の把握の必要性について確認した。

また、手引きに沿った捕獲作業の結果、個体数の減少傾向が確認でき、作業を継続することで低密度管理といった状況になり得ることを確認した。

奄美市の小湊は、奄美大島の島内での唯一の侵入地域であり、世界遺産地域の近傍で定着し

ている。集中的に駆除活動を実施することで低密度管理や根絶を目標として掲げられることができる地域である。また、湿地帯であり、通常の状態ではトラップが設置しにくい特性があり、実証事業を経て、そういった条件下での駆除方法について手引きに反映した。

#### ・収集した情報収集の展開

手引きを核として集めた様々な情報は、手引きの他、環境省のHP、Twitterの漫画、普及啓発用動画、YouTubeなどの様々な媒体で発信し普及啓発に取り組んでいる。

2019年からアメリカザリガニの対策に取り組んできているが、アメリカザリガニが条件付特定外来生物に指定されることになり、社会的な認識が非常に高まってきた。テレビでの報道件数やGoogleの検索件数の増加、釣りの餌等、商業ベースでの取り扱いをやめる店もあり、効果はあったと考えている。

今後の展開として、手引きを公開したことで防除の取り組みが社会に広がっていくことが期待される。さらにアメリカザリガニは身近な生き物でもあるので、その特性をうまく活用して生物多様性の理解の促進につながると良いと考えている。

(文責：研究委員会 三好)

### 5. NECTA 最近の動き

2022年12月のCOP15で採択された新たな生物多様性の世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」(GBF)を受けて、今後の我が国の施策の基本となる「生物多様性国家戦略 2023-2030」が3月31日閣議決定されました。新戦略では、2030年ネイチャーポジティブを目指し、また、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略と位置づけられています。いよいよ2023年度からネイチャーポジティブの実現に向けた施策が総合的に推進されることとなります。

NECTAは、3月から30by30アライアンスメンバーとなり、GBF目標達成に早速協力していくことといたしました。また、6月に開催されるCoNECTA2023(自然環境共生技術研究会)では、特定テーマ「ネイチャーポジティブに向けて」を掲げ、同テーマのもと発表、講演、議論を総合的に行う企画を用意しました。新たな国家戦略を見据えて、今後の自然環境共生技術展開の上で有意義なものとなりますよう、会員各位の積極的な参加をお願いいたします。

(文責：企画運営委員長 神田修二)

### 6. 協会活動報告

(令和5年1月1日～3月31日)

#### 【委員会活動】

<企画運営委員会>

第7回 令和5年1月16日

各委員会報告  
受託事業について  
意見交換会について  
挨拶廻りについて  
CoNECTについて  
その他

第8回 令和5年2月21日

各委員会報告  
受託事業について  
CoNECTについて  
30by30アライアンスコアメンバー登録について  
挨拶廻りについて  
KESについて  
その他

第9回 令和3年3月14日

各委員会報告  
受託事業について  
CoNECTについて  
30by30アライアンスコアメンバー登録について  
理事会について  
その他

意見交換会

令和5年1月18日

<研究委員会>

令和5年1月13日

<技術セミナー>

第3回 令和5年1月13日

<自然とのふれあい技術研究会>

令和5年1月27日/話題提供：自然公園等整備事業における施設の防災機能の強化と低炭素化ソリューションについて

令和5年3月22日/自然公園施設にかかるR3年度会計検査報告ほか

<自然再生技術研究会>

令和5年4月11日

<広報委員会>

令和5年1月20日 NECTAニュース第75号発行  
令和5年2月14日

### 7. お知らせ・イベント情報

#### 【環境省新年挨拶回り】

- 1月11日(水)  
信越自然環境事務所 参加者：6名
- 1月19日(水)  
北海道地方環境事務所 参加者：6名
- 1月20日(金)  
関東地方環境事務所 参加者：10名  
皇居外苑管理事務所 参加者：6名  
新宿御苑管理事務所 参加者：7名  
生物多様性センター 参加者：4名
- 1月23日(月)  
本省自然環境局 参加者：9名
- 1月24日(火)

- 中部地方環境事務所参加者：9名
- 1月26日（火）
- 九州地方環境事務所 参加者：3名
- 1月30日（月）
- 東北地方環境事務所 参加者：8名
- 1月31日（火）

○ 沖縄奄美自然環境事務所 参加者：6名  
 ※釧路自然環境事務所、近畿地方環境事務所、中国・四国環境事務所、京都御苑管理事務所には資料を送付した。

◆環境省人事

< 4月1日付 >

【地方環境事務所等・課長級以上】

- ・ 辞職←太田貴智（北海道地方環境事務所野生生物課長）
- ・ 北海道地方環境事務所野生生物課長←西野雄一（沖縄奄美野生生物企画官）
- ・ 釧路自然環境事務所野生生物企画官←若松徹（北海道公園課補佐）
- ・ 東北地方環境事務所国立公園課長←田畑慎之介（国立公園利用推進室補佐）
- ・ 東北地方環境事務所自然環境整備課長←高橋博幸（整備課補佐）
- ・ 富士箱根伊豆国立公園管理事務所長←青柳信太（関東生物多様性保全企画官）
- ・ 関東地方環境事務所自然環境整備課長←千田智明（東北整備課長）
- ・ 関東地方環境事務所野生生物課長←千葉康人（富士箱根伊豆所長）
- ・ 信越自然環境事務所野生生物企画官←百瀬剛（東北野生課補佐）
- ・ 近畿地方環境事務所野生生物課長←岡島一徳（デジタル庁補佐）
- ・ 九州地方環境事務所国立公園課長←笠原綾（野生課補佐）
- ・ 新宿御苑管理事務所統括調整官←水谷泰史（環境調査研修所教務課長）
- ・ 皇居外苑管理事務所次長←森川久（関東整備課長）
- ・ 辞職←竹元恵（京都御苑庭園科長）
- ・ 京都御苑管理事務所庭園科長←柳澤暁（国営省国営明石海峡公園事務所）

【環境省自然環境局・課長補佐級以上】

- ・ 自然環境計画課生物多様性国際企画官←佐藤大樹（関東野生課長）
- ・ 生物多様性戦略推進室室長補佐←松永暁道（九州公園課長）
- ・ 生物多様性戦略推進室室長補佐←河合秀樹（林野庁）

- ・ 自然環境計画課里地里山保全専門官←蒲地紀幸（農水省）
  - ・ 国立公園課課長補佐←松岡法明（対馬自然保護官事務所）
  - ・ 国立公園利用推進室室長補佐←久保井喬（中部公園課補佐）
  - ・ 国立公園利用推進室室長補佐←伊東里佳（任期付）
  - ・ 野生生物課課長補佐←田邊依里子（全日空）
  - ・ 野生生物課課長補佐（併：鳥獣保護管理室）←七目木修一（釧路野生生物企画官）
  - ・ 野生生物課野生生物専門官←尾崎由布子（野生課係長）
  - ・ 外来生物対策室室長補佐←成田智史（外来室係長）
  - ・ 自然環境整備課課長補佐←二戸治（皇居外苑次長）
  - ・ 自然環境整備課課長補佐←福田才司（厚労省）
  - ・ 自然環境整備課施設専門官←野村友弘（農水省）
- 【NECTA 担当窓口】
- ・ 農水省←花田徹（自然環境計画課事業係長）←塩川雄平（農水省）

< 4月15日付 >

【地方環境事務所等・課長級以上】

- ・ 沖縄奄美自然環境事務所野生生物企画官←永長大輔（在ケニア日本大使館）

◆第6回自然環境共生技術研究会

開催のお知らせ

自然環境行政に携わる環境省職員および関連事業に従事する民間企業の技術者が一堂に会し、各々が有する技術や情報の共有を通して、より実効性の高い自然環境共生技術を探求する場として、今年も環境省自然環境局と一般社団法人自然環境共生技術協会（NECTA）の共催で「自然環境共生技術研究会（CoNECT2023）」を開催します。

今回の CoNECT2023 では新たな取り組みとして、第1日目を「特定テーマ」に関する発表を集め、第2日目には従前と同じ「一般発表」とする2部構成としました。皆様ぜひご参加ください。

【開催日時】

2023年6月29日（木）・30日（金）の2日間

【開催方式】

会場での集合形式およびオンライン形式の併用

◆環境省との意見交換会

NECTA では、「新春特別セミナー2023」として、環境省からの新年度自然環境施策のご説明、COP15 結果のご報告並びに会員との意見交換をお願いし、表題の会合を開催しました。

1. 開催日：令和5年1月18日(水)
2. 開催場所：NECTA 会議室、リモート併用
3. 参加者：NECTA 側約60名、環境省側全国から25名
4. 内容：
  - ・趣旨説明等 (NECTA 専務理事 市原信男)
  - ・COP15 結果報告及び令和5年度環境省重点説明 (環境省自然環境局 細川真宏 総務課長)
  - ・令和5年度環境省自然環境関係予算案概要説明

<説明事項および説明者>

- ①OECM を活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業 (計画課 石川補佐)
- ②生物多様性国家戦略推進費 (戦略室 奥田補佐)
- ③生物多様性と経済に係る国際枠組に関する実施及び交渉支援費 (主流化室 末續補佐)
- ④自然環境保全基礎調査 (生物多様性センター 中村科長)
- ⑤国立・国定公園新規指定等推進事業費 (公園課 宮澤補佐)
- ⑥国立公園満喫プロジェクト等推進事業 (公園課 宮澤補佐)
- ⑦自然公園等事業費 (整備課 石鍋補佐)
- ⑧指定管理鳥獣捕獲等事業費 (鳥獣室 村上補佐)
- ⑨外来生物対策管理事業費 (外来室 水崎補佐)
- ⑩良好な水循環・水環境創出活動推進事業 (水環境課 長谷川補佐)
- ⑪豊かさを実感できる海の再生事業 (閉海室 速水補佐)

#### ◆30by30 アライアンスへの参加

NECTA では令和5年3月から「生物多様性のための30by30 アライアンス」(事務局：環境省)に参加しました。

「30by30 (サーティ・バイ・サーティ)」とは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

「30by30 アライアンス」とは、保護地域(陸域約20%、海域約13%)の拡充とともに、民間等によって保全されてきたエリアを OECM (自然

共生サイト)として認定する取り組みを進めるための、有志の企業・自治体・団体の連合です。

今後、NECTA では、保護地域の拡大と管理のために、自然環境共生の技術的支援を行政機関はじめ民間団体等に提供していくとともに、それにかかる対外的発信を WEB、広報誌及び各種イベント等を通じて推進していきます。

なお参加に伴い、NECTA 会員には事務局を介して同アライアンスのメルマガが配信されます。



30by30 アライアンスロゴマーク

(30by30 アライアンス HP :

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>)

#### ◆「会員からのお知らせコーナー」の募集

NECTA NEWS 第75号から、「会員からのお知らせコーナー」を開設いたしました。本コーナーでは、会員各社がアピールしたいイベント情報や技術情報等を掲載していく予定です。現時点では細かな寄稿要領は定めておりませんので、掲載のご要望がございましたら、NECTA 事務局までご連絡いただけますよう、お願い申し上げます。なお、掲載原稿の締切日は、年4回の発刊日前月(12月、3月、6月、9月)末日といたします。第2回目は、次号 NECTA NEWS 第77号に掲載予定です。

#### ◆NECTA 広報に関するアンケートの実施

広報委員会では、現在、表題のアンケートを実施中です。NECTA 広報活動の一層の推進のためご協力をお願いします(締切4月28日(金))。

《編集後記》

巻頭言に寄稿いただいた石濱副会長、環境省の浜名課長補佐をはじめ寄稿いただいた皆様に広報員全員から心より感謝申し上げます。

いよいよ新年度が始まりました。環境省自然環境計画課の小林課長補佐より解説いただいたセミナー報告にありますとおり、30by30 目標達成のための具体的施策である「自然共生サイト」の認定が本格運用を開始しました。NECTA としてもこの度 30by30 アライアンスに参加し、今後会員の皆様と共に技術的支援をしていくこととなります。会員企業の皆様のなかで本目標に貢献する既存の取組がございましたら、ぜひ事務局もしくは広報委員会にお知らせください。

(広報委員 阿部まゆ子)